

締約国に関する情報 L I	リヒテンシュタイン 一 般 情 報	附属書 B 1 L I
国内官庁の名称	Swiss Federal Intellectual Property Institute <sup>1</sup> (スイス連邦知的所有権機関)	
所在地及び郵便のあて名	附属書B1のスイス (CH) 参照	
電話番号	附属書B1のスイス (CH) 参照	
電子メール	附属書B1のスイス (CH) 参照	
インターネット	附属書B1のスイス (CH) 参照	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	附属書B1のスイス (CH) 参照	
送付することができる書類の種類	附属書B1のスイス (CH) 参照	
書類の原本提出義務	附属書B1のスイス (CH) 参照	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	附属書B1のスイス (CH) 参照	
リヒテンシュタインの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、スイス連邦知的所有権機関、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
リヒテンシュタインが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：スイス連邦知的所有権機関 (国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
リヒテンシュタインを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	附属書B1のスイス (CH) 参照	
国際型調査に関するリヒテンシュタインの規定	附属書B1のスイス (CH) 参照	
国際公開に基づく仮保護	附属書B1のスイス (CH) 参照	
リヒテンシュタインが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報 附属書B1のスイス (CH) 参照		

1 スイスとリヒテンシュタインとの間の特許条約に基づき、両国については単一の特許のみが付与される。